

自転車安全利用五則

令和4年11月1日改定

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

ワンセット

自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう!

令和5年4月から年齢に関係なく自転車を利用する人はヘルメットを着用するルールが開始されました。大切な命を守るため、自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう!

自転車に関する道路交通法改正

令和6年11月1日施行

携帯電話使用等(道路交通法第71条第5号の5)

交通の危険を生じさせた場合

罰則 1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画面を注視した場合

罰則 6月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金

酒気帯び運転等(道路交通法第65条)

運転者・車両提供者

罰則 3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

酒類提供者・同乗者

罰則 2年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

飲酒運転は、運転者のほか

● 自転車を提供した者

● 酒類を提供した者

● 自転車に同乗した者

に対する罰則があります!

自転車の交通ルール

■ 車道の左端を通りましょう

ただし、このような場合は、歩道を通ることができます。

歩道通行可の標識・標示がある場合

道路標識 道路標示

「普通自転車歩道通行可」を示す標識・標示

子どもや高齢者、身体障がい者が運転する場合

70歳以上の者 13歳未満の子ども

車道又は交通の状況に照らし歩道通行がやむを得ないと判断される場合

道路工事、連続した駐車車両

■ 歩道は歩行者優先です

歩道を通行するときの注意点

いつでも止まれるスピードで車道寄りを通行

歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止

■ 一時停止しましょう

この標識がある交差点では一時停止しなければなりません。

■ 信号を守りましょう

自転車運転する時に従う信号は、歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の標示板があるかないかによって異なります。

● 標識がなくても、見通しの悪い交差点では一時停止しましょう。

● 一時停止後は、まわりの安全を確かめてから通行しましょう。

車道通行時・歩道通行時

歩行者用信号に従いましょう。

車道通行時

歩道通行時

歩行者用信号に従いましょう。

広域サイクリングロードガイドマップ

京奈和自転車道

淀川リバーサイドサイクルライン

北河内サイクルライン

江野川筋自転車歩行者専用道

大和川ヘルスストリート

大和川リバーサイドサイクルライン

石川リバーサイドサイクルライン

大阪ベイサイドサイクルライン

西島川左岸自転車歩行者専用道

西島川右岸自転車歩行者専用道

大野川緑陰道路

なになわ自転車道

北大阪周遊自転車道

西島川自転車歩行者専用道

南港緑道

南港自転車道

大阪ベイサイドサイクルライン

各サイクリングロード区間・総延長

淀川リバーサイドサイクルライン

区 間: さくらであい麗(八幡市)〜夢洲(此花区)

総延長: 約50キロメートル

起終点・拠点施設・休憩施設: さくらであい麗、毛馬桜之宮公園(藤田部エリア・南天清エリア)、夢洲東交差点

大和川リバーサイドサイクルライン

区 間: 新大和橋(柏原市)〜咲洲(住之江区)

総延長: 約25キロメートル

起終点・拠点施設・休憩施設: 大和川・石川合流地点、松原ジャンクション道路休憩施設、J-GREEN堺、ATC北交差点

北大阪周遊自転車道(北大阪サイクルライン)

区 間: 中之島公園(北区)〜万博記念公園(吹田市)

総延長: 約20.1キロメートル

なになわ自転車道

区 間: 赤川鉄橋(東淀川区)〜国道43号(西淀川区)

総延長: 約21.6キロメートル

西島川左岸自転車歩行者専用道

区 間: 出来島水門〜西島水門(西淀川区)

総延長: 約2キロメートル

西島川右岸自転車歩行者専用道

区 間: 出来島水門〜西島水門(西淀川区)

総延長: 約2キロメートル

大野川緑陰道路

区 間: 八丁大橋〜水橋跡(西淀川区)

総延長: 約3.8キロメートル

江野川筋自転車歩行者道

区 間: 外島町(守口市)〜地区民センター(旭区)

総延長: 約3.5キロメートル

大和川ヘルスストリート

区 間: 大和川大橋〜大和川河口(住之江区)

総延長: 約3.4キロメートル

南港自転車道

区 間: 小千鳥橋〜大阪南港野鳥園(住之江区)

総延長: 約6キロメートル

北河内サイクルライン

区 間: 鶴見緑地〜大阪中央環状線〜淀川〜穂谷川〜第二京阪道路〜鶴見緑地

総延長: 約45.5キロメートル

石川リバーサイドサイクルライン

区 間: 大和川・石川合流地点(柏原市)〜石川河口公園西行つたのみち端部(富田林市)〜道の駅 近つ飛鳥の里・太子(太子町)

総延長: 約15キロメートル

大阪ベイサイドサイクルライン

区 間: 自転車賑わい拠点(堺市)〜りんくう公園シンボル緑地(泉佐野市)

総延長: 約30キロメートル

発行

大阪市建設局

令和6年10月

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル17M階6階

道路河川部道路課(交通安全地帯担当)

TEL: 06-6615-7699

https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/

デジタルマップは

こちら

大阪府警察本部 交通総務課 自転車対策室

TEL: 06-6943-1234 (代)

自転車の交通ルールなどに関する掲載

協力